落札者決定基準及び徴収書類等

## 市立豊中病院外来区域等清掃業務の委託契約に係る 総合評価一般競争入札(簡易型)

令和5年5月26日

市立豊中病院

評価	項目	分 類	1 価格評価	細分類	_					
評(	田 点	総点	250	個別点	250					
評価	項目	基準価格を (評価点に ①総合評価	設定する。 - 差がない場合の落札候補者の	D決定方法) 二者以上の者	を確保する観点から、低入札が落札者決定基準に該当する					
存	詳細	法 ①す②③格最る④額ののは、	る。 準価格と同額で入札を行った を超える金額で入札を行った。 準価格を超える金額で入札を 札金額で除して補正率を算じ 50点)に当該補正率を乗じて 、準価格に満たない金額で入れ	た者の価格評 た者は、失格 たを行っ数点系 は、大者のは は、大者のは は、大者のは は、大者の は、大きに は、たまに も、たまに も、も、たまに も、も、も、も、も も、も も、も も、も も、も も も も も も も	価格評価点は、低入札基準価 広未満切捨)し、価格評価点の を算出(小数点未満切捨)す の価格評価点は、当該入札金 3 位未満切捨)し、価格評価点					
提出書類	入札書(	開札日に配	4)							
加点方法	上記評価内容及び右記記載の価格評価点算出方法の例示を参照									
評価時確認方										

## 価格評価点算出方法の例示

予定価格	¥10, 000, 000
低入札基準価格	¥7, 500, 000

入	札参加者	価格評価点	備考
A	¥10, 500, 000	(失格)	(予定価格超)
В	¥9, 000, 000	208	
С	¥8, 000, 000	234	
D	¥7, 800, 000	240	
Е	¥5, 000, 000	151	(低入札基準価格未満)

FI III	項目     分類     2業務体制評価     細分類     (1)研修体制       価点総点     130     個別点     30       項目     ①研修制度等の設置	方 / 法 /		の研修実施	施計画は仕様書に規定されたものと見做す。	
価 内容	① 過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 ② 契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。	確認方法	契约期間中	とびレジ (②の研f	施後は研修実施報告書(様式1を複写して使用)により報告を求め、受講修了証 ュメ等により確認を行う。 修実施報告書は、研修実施計画書(様式2-1)に基づいて、研修実施報告書 を複写して使用)を別用紙にして提出してください。	
提出書類	①研修実施報告書(様式1) ②研修実施計画書(様式2-1)				容等の確認が行えないもの、あるいは不明瞭な内容(明らかに実現性がない	
tin	①過去1年間(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に実施した研修の研修実施報告書(様式1)に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。<20点>・個人情報保護に関する研修 4点・従業員対象の接遇・マナー研修 4点・人権研修 4点・安全管理研修 4点	注意		内容)のものは評価をしない。 ・警備業法に基づく法定研修は、評価の対象としない。 ・企業独自の研修、認定機関への研修派遣は問わない。 ・人権研修には平成28年4月1日施行された「障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法律」の理解に関する研修も含まれる。		
点方法	加 ・ 病院清掃作業に係る研修 4点			配布資料等	①研修実施報告書(様式1)     ②研修実施計画書(様式2-1)	
評価時	①研修実施報告書 (様式1) 及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 → 受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)及び研修レジュメ(市販の冊子等を使用された場合は表紙と目次のみを提出)等を別途添付してくださ	?				
確認方法	い。 (添付がない場合は評価の対象としません) ②研修実施計画書 (様式2-1) により確認を行う。 → 予定している研修レジュメ等を添付してください。	他				

評価内容			2 業務体制評価 130 らける業務実績 年間の病院清掃業務を含	細分類 個別点 個別点 む業務委託契約		業務実績 40 面する。	方法 確認方法 履行担保 契約期間中		Fのみの確認のため、特に担保は不要。 Fのみの確認のため、特に担保は不要。
提出書類	①委託業	· 終履行実績 ·	証明書(様式2-2)				华———	対象とな	ス却約
加点方法	日あの消し 3・2 年 で	に履行が完は内に にに履行がです。 には、世かまでは、 は、世がまでは、 は、世がまでは、 は、というでは、 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	1件あたりの病床数(最	の契約金額(原出した金額とする)では、25,以上の清掃業系	愛行期間が14 5。以下同じ。 500千円と 9を元請けと	年以上の契約で , ) が34,0 し、取引に係る	注意事項	<ul><li>過去</li><li>300床</li><li>令和54年契約</li><li>年契約期(1年績の「件」</li><li>①の「件」</li></ul>	5年間(平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)に履行が完了している病床数 に以上の病院における清掃業務を評価対象とする。 昨3月31日時点で2年以上継続して履行した実績を評価対象とし、契約形態は複数 単年契約の別を問わない。 間が1年以上であり、その履行が完了していること。但し、契約期間が複数年 上2年未満のものを含む)の場合は、その内、1年以上履行が完了していること。 対象となる契約は、官公庁または民間の発注を問わない。
								資配 料布 等	①委託業務履行実績証明書(様式2-2)
評価時確認方法	①発注者	fが発行した。	委託業務履行実績証明書	筝(様式2-2)	により確認を	を行う。	そ の 他		

|--|

				'	-		-			
評化	西項目	分	類	2 業務体制評価	細分類	(3) 履行体制		履		
評	価 点 項 目	,,,,,,	な履	130 行を確保するための業務体制	個別点	35		行担保方法	「作業員	実施体制図」、「作業計画表」、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、 名簿」、「作業計画書」は仕様書に規定されたものと見做す。 理要領(マニュアル等)は仕様書に規定されたものと見做す。
而 内 容	詳細(配置予定業務責任者等の資格・経験及び作業員の配置計画)の内容を評価す								②当該業	履行検査により確認を行う。 務の履行期間中に苦情処理等を行う必要が生じた際は、受注者より対応結果を 、苦情処理要領(マニュアル等)に則った処理がなされたかについて確認を行
提出書類	①-2「作 ①-3「配 ①-4「作 ②「苦情	業計画表 置予定業 員配置 処理要領	き」 終務責 計画 ほ(マ	図」(任意様式) (任意様式) 責任者等の資格・経験」(様 面書」(任意様式) アニュアル等)」(任意様式 股告書、指示書及び結果報告	)			注	において の提出が しない作 のものは	置予定業務責任者等の資格・経験」「作業員配置計画書」の提出があった場合 も、「業務実施体制図」「作業計画表」の提出がない場合及び「作業計画表」 あった場合においても作業内容等の確認が行えないもの(当該業務に直接関連 業内容)、あるいは不明瞭な内容(仕様に基づく業務を加味していない内容) 評価点を0点とする。 清掃経験者は正規・非正規等の雇用形態を問わない。
加点方法	る書配 を を のの定清名 のの定清名 の名名名名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業内業掃以 リ以務容務受上 一上::1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	リア任債 / イロ / イ	「配置予定業務責任者等の資 する。 < 3 0 点 > 等の資格・経験の内容 音資格者数 記 技能士の人数	格・経験」			事項		理要領(マニュアル等)が不明瞭(役割分担、報告・指示及び結果報告系統、等が明記されていないもの)なものは評価点を0点とする。  ・①-1「業務実施体制図」(任意様式) ※参考様式1を参照 ・①-2「作業計画表」(任意様式) ※参考様式2を参照 ・①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」(様式3-1、3-2) ・①-4「作業員配置計画書」(任意様式) ※参考様式3を参照 ・「業務実施体制図」参考様式1 ・「作業計画表」参考様式2 ・「作業員配置計画書」参考様式3
				アニュアル等)」の有無及び					·	※専任支援者の場合は、その旨を役職名欄に記入すること。
評価時確認方法	験業(・ る者 ②苦 ・ る者 ②苦 ・ る者 ②苦 ・ る者 ②苦 ・ で表、者札定札 業理	作の落証候し候 務要業作札の補た補 マ領員成候写者日者 ニ(	記り者に定です アニ アニ	(参考様式2)を参考に、各 こついてのみ確認) こり確認を行う。 日以降、本市が指定した日ま 上提出されない場合は、当該 もの提出により確認を行う。	作業計画書 企業ごとに でに、資格 落札候補者	書の作成にあたっては、「作 工作成(A4版)すること。		その他	出た者を い理由に 合におい	務を契約する場合には、「配置予定業務責任者等の資格・経験(様式3)」で届専任で配置しなければならない。ただし、その者が退職、病気等、止むを得なより、あらかじめ本市の承諾を得た場合には、変更することが出来る。この場ては、変更しようとする業務責任者等は、当初に配置予定者として届出た者との資格・経験を有していると、本市が認めた場合に限る。
1	Ī						ı		1	

							-			
評価	i項目	分	類	2 業務体制評価	細分類	(3) 履行体制		履		
評(	西 点	総	点	130	個別点	5		行 担	担安のな	った内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を
評	項目	②既	)既雇用者に対する継続雇用			保方法		もに、市の関係部局によりヒアリングを行う。		
価 内 容	詳細	の者	をいう	引されている従事者(本業務で 。本項目において「既雇用者 まを評価する。				確認方法契約期間中	提案のあ 行うと共	った内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を に、市の関係部局によりヒアリングを行う。
提出書類	①既雇用	者の糺	迷続雇	用促進に関する提案書(様式 4	1)			注	<ul><li>※ 評価・今回のと。</li></ul>	の対象者に対する、業者間の雇用引継ぎについて 総合評価入札において、既雇用者については、可能な限り雇用継続に努めるこ
加点方	<ul><li>詳細に</li></ul>			継続雇用の意思を評価する。 「既雇用者の継続雇用促進に		≷書」(様式4)を参照のこ		意事	配	応じ市の関係部局によるヒアリングを行うことがあります。
法	ک <u>.</u>							項	付資料等	<ul> <li>・①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)</li> <li>・労働条件通知書 ※厚生労働省ダウンロードコーナーを参照 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/</li> </ul>
評価時確認方法	・既雇用ング結果				)、により	確認(必要に応じ市のヒアリ		その他		

<b>١</b>
_
シ
細
詳
目
項
価
評

評価	i項目	分	類	2 業務体制評価	細分類	(4) 品質保証への取組		履			
評(	西 点	総	点	130	個別点	15		行担	37.77性の7.のか到のより、他に47.77世		
評	項目	1	品質 I :	SO等認証への取組					・評価時のみの確認のため、特に担保は不要		
一 内容	詳細	1	品質Ⅰ:	SO及び医療関連サービスマー	- ク(院内	清掃業務)の取得状況		確認方法 契約期間中	・評価時	のみの確認のため、特に確認は不要	
提出書類	①品質ISG	0登釒	禄証及び	<b>ド医療関連サービスマーク(</b> 修	<b>於内清掃業</b>	務)の認定書		注	①本項目 点を0点	に係る書類提出時において取得済みであるものを評価し、申請中のものは評価 とする。	
加点方法	点							意事項	配布資料等		
	① I S O 9 0 0 1 の登録証及び医療関連サービスマーク(院内清掃業務)の認定書で確認を行う。										

評	西項目 価 点 項 目	分類     2 業務体制評価     細分類     (4) 品質保証への取組       総点     130     個別点     5       ②自主検査体制	履 方行 法担 保	①自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做す。
内容	詳細	①当該業務における自主検査計画を評価する。	型期	①所定の時期に自主検査報告を書面で求める。また、必要の都度、自主検査結果に伴改善指示及び改善結果について書面で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が能しているかを確認する。
提出書類	①当該業	務における自主検査計画書(任意様式)		①自主検査計画書の提出があった場合においても、確認が行えない内容(当該業務に 連のない自主検査計画)のもの、あるいは不明瞭な内容(明らかに実行性がないもの)
加点方法	・計画書	における自主検査計画書の有無及び内容〈5点〉 有り:2点 の具体的な内容が確認できる(検査の指標となる具体的な項目出しを明示した 3点	事項	のものは評価点を 0 点とする。  配 布 資 料 等
評価時確認方法	①当該業	務における自主検査計画書により確認を行う。	その他	

評価	西項目	分	類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮	l	履		
評	価 点	総	点	90	個別点	28		行	. 陪生	者に対する就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び
評価	項目	①障害	者に対	対する就労支援事業への取組	且み			担保方法	支援	有に対する紀方と後の収組が付各は、本来務の優日帰始日からもから及内に印起日訴及の機関等と協議して完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 の取組みにおいて、実施前後に参加者名簿等を速やかに届け出なければならない。
容	詳細			実習等への受入、指定施設等 かる企画内容に応じて評価で		注など、障害者の就労支援の		在 整 契 約 期	を満	務の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生じた際は、本市から予定どおり提案内容 たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は契約の解
書提 類出	①障害者	に対する	る就労	支援の取組み企画書(様式	5)			方間	除等	を行うことがある。
加点方法	「②一一③一十一③ 一一② 一一② 一一③ 一一③ 一一③ 一一④ 探・就・就・話・5 援第施・び、服制が第対定 定等を対す 医参照性 大阪 一条	後、東西の養産面受 受り用的 「見」い意及う 実実(ののくの事く等 との体のに又定 ら思社) 発 以 以 以等等点組組点組の点の 用大常定同る 業認法 発 上上上	にはハみみハみ実ハ発 の阪生す条就 等公人 <b>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	9の団体に限る) なび社会生活を総合的に支援す 連書者支援施設(施設人所施設 項に規定する障害福祉サービン 移行支援又は同条第15項に規定 達書者の施設等の受発注コーテ 経て知的障害者等の就労支援 シ・チャレンジ福祉事業振興機	と見なす。 び実現性にに が内容等する。 にない 神第123号) はを除業就労 を除業就労 をなる事業就労 にない でを除業就労 にない でを除業就労 にない でを除業就労 にない でを終業 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	<b>載する。</b>		注意事項	· 就労 配付資料等	支援の取組みへの参加予定者は障害者等とする。  ①障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式5)
評価時確認方法	リング (以下、 ・障害者 →	結果を含 落札者に に対する 補者決定 計画書	含め) こつ就日 に に は に は に は に は に は に れ に れ に れ に れ に	支援の取組み企画書(様式 を行う。 ってのみ確認) 支援の取組み計画(様式: 、降、本市が指定した日まで ::任意)の提出を求める。 ・の決定を取り消し、次順位	任意)によ に、障害者( 指定した日)	り確認を行う。 こ対する就労支援の までに提出されない場合		そ の 他	●指定版 1. 福祉 ●職場体 2. 市 3. 豊中	項目に関する豊中市内の就労支援機関等 設等への業務発注 部障害福祉課 豊中市中校塚7丁目1番1号 電話06-6858-2266 験実署等 民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター(庄内コラボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話06-6398-7468 市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニティ緑地1階 電話 06-4866-7100

評价	西項目	分 類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮			⇒ ※田様式のが担言日本担合とではと言田マウゼ料体の中では、屋/C■!!!!!!
	価 点	総点		個別点	30		履 方行 法担 保	<ul> <li>・競労困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、履行開始日までに 完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。</li> <li>・当該業務において、評価時に就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)で提案した 雇用予定者に変更(評価点が減少する変更は認めない。)が生じた場合は、その都度、速や かに届け出なければならない。この場合において、市は必要の都度、ヒアリングを行う。こ の場合においては、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写し等の必要書類もあわせ て届け出なければならない。</li> </ul>
容	詳細	詳 細 ①就労困難者の新規雇用予定者 (現場就業は問わない) 数に応じて評価する。						・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本 市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たす旨を書面により明示し改善勧告を行うも のとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
提出書類	① 就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式 6 - 1) ② 就労支援機関等との協議報告書(様式 7 - 1)						確認方法契約期間中	・豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者数については、1名で10点(5点に、豊中市民 点5点を加算する。)として換算する。 ・本項目における点数の計算方法は、「資料3の①就労困難者新規雇用予定者数報告書の記載
加点方法	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ※ が※ 雇 ・ ※ が ※ 雇 (1 が間未 [ を者る右 本労対当の雇 本 大分当の雇 本 ・ ※ が ※ 雇 ・ ※ が ※ 雇 ・ ※ が ※ 雇 ・ ※ が ※ を ・ ・ ※ が ※ を ・ ・ ※ が ※ を ・ ・ ※ が ※ を ・ ・ ※ が ※ を ・ ・ ※ が ※ を ・ ・ ・ ※ が ※ を ・ ・ ・ ・ ※ が ※ を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	定あた週者端で市す動で意 で機な礼拝定 で著かりあ」数5にあいて意 で関いる番号の名分りい間と住ま数をを 点をす業行の 対のの3分りい間と住ま数をを 点をす業行の 対の かいまかい また まんま まんしょう かいしょう かいしょう でんき でんき でんしょう でんき でんしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう でんしょう かいしょう でんしょう かいしょう でんしょう でんしょう でんしょう かいしょう でんしょう かいしょう かいかい かいしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいしょう かいかい かいしょう かいかい いいしょう かいかい かいしょう かいかい いいしょう かいかい いいしょう かいかい いいしょう かいい いいしょう かいしょう かいい いいしょう かいい いいしょう かいい いいしょう かいい いいしょう かいい いいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいかい かいかい かいり かい かいかい かいかい かいりょう かいかい かいかい かいしょう かいしょう かいりょう かいかい かいり かい かいり かいり かいかい かいかい かいり かいり か	「る就労困難者の雇用予定者に こ、短時間労働者については、 ☆30時間に換算(換算の結果 □算する。]	間が30 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	別上(常用雇用)で1名 (名)とする。 )とする。 )では、換算の対象としない 情の雇用予定者(以下「時間 雇用予定者1名につき5点 合性する複数名の短時間労働 引未満の端数時間は切り捨て に登録、相談)を受けている人 と後(登録、相談)を受けている人 となった新規雇用予定者と となった新規を関すると を終で加点対象となった新規		注 意 事 項	例(様式6-1)」を参照して下さい。  ・本項目でいう就労困難者とは、「資料3の様式6-1の記入上の注意の④のiからv」のいずれかに該当する人で、下記のその他に記載している「豊中市内の就労支援機関等」のいずれかに支援(登録、相談)を受けている人。  ・本項目での加点対象者は、常用雇用労働者に限る。  ※ 本項目でいう常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇い入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。  ・本項目での新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に雇用されていた者を除く。  ・就労困難者の定義は、①就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)の記入上の注意を参照して下さい。  ・①就職困難者新規雇用予定者名簿(様式6-2)・②就労支援機関等との協議報告書(様式7-1)・労働条件通知書 ※厚生労働省グウンロードコーナーを参照http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki.jun/roudoujouken01/・障害者試行雇用(トライアル雇用)http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html
評価時確認方法	リング (以就名 (以就名 (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本) (本) (	結果を含め 落難(様者 係の式 6 - 日 様子 6 - 日 様定 1 た 日	個用予定者数報告書(様式6-5)を行う。 所についてのみ確認) 見雇用(トライアル雇用を含む-2)により確認を行う。 日以降、本市が指定した日まで は以降、本市が指定した日までは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	)及び配置は でに、就労困 雇用契約がお	は、就労困難者新規雇用予定 日難者新規雇用予定者 かる書類の写しの提出を求		そ の 他	<ul> <li>※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等</li> <li>1.市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター(庄内コラボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目29番1号電話 06-6398-7468</li> <li>2.豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニティ緑地1階電話 06-4866-7100</li> <li>3.(福)豊中市母子寡婦福祉会豊中市中桜塚2丁目29番31号電話 06-6852-5160</li> </ul>

₩ Z. T. E	五項目	分 類 3 公共性評価 細分類 (1) 福祉への配慮	1		<u> </u>
	価 点	分類     3 公共性評価     細分類     (1) 福祉への配慮       総点     90     個別点     12	-		
評		窓 点 70 間別点 12 3就労困難者の就労支援事業の取組み		万行 法担 保	・就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び 支援機関等と協議し体制を整備することで、仕様書に規定されたものと見做す。
価					
存	詳細	①就労困難者の雇用を実現するための支援体制について提案内容を評価する。		確認 方法	・支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)により報告を求め確認を行う。 ・就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)は、契約履行期間初日から1年以内に報告して下さい。
提 類出 書		者就業支援企画書(様式7-2) 者就業支援実施報告書(様式7-3)			
加点方法		<ul> <li>税労困難者について、対象者別に提案内容を項目ごとに加点する。〈上限12点〉配点</li> <li>中高年者 2</li> <li>ひとり親家庭の親 1</li> <li>難病患者、がん患者 1</li> <li>若年者 1</li> <li>外国人 1</li> <li>LGBT (性的少数者) 1</li> <li>刑余者 1</li> <li>その他に配慮が必要な就労困難者 1</li> <li>頁目への登録の有無</li> <li>協力雇用主会への登録 2</li> <li>認定就労訓練施設への登録 2</li> <li>コースエール認定 2</li> </ul>		注意事項	<ul> <li>・下記「その他」の就労支援機関等以外で相談をされた場合でも、提案までには下記「その他」のいずれかの就労支援機関等に内容の確認を受けて下さい。</li> <li>・支援機関に相談を行った具体的な内容の確認を受けて下さい。</li> <li>・就労困難者の支援については、求職者、就労者の個人情報保護に十分に努め、就労に不必要な情報の収集は行わないでください。</li> <li>・必要に応じ、市の関係部局によるヒアリングを行うことがあります。</li> <li>★支援体制については、就労困難者が安全に継続して就業できる支援計画であるかを重点的に評価するのでご留意ください。</li> <li>・就労困難者就業支援実施報告書(様式7-2)・就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアルhttps://www.mhlw.go.jp/cnotent/000522202.pdf せい多様性について考える(法務省ホームページ)https://www.moj.go.jp/cntent/000522202.pdf 性の多様性について考える(法務省ホームページ)http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html協力雇用主のパンフレットhttp://www.mblw.go.jp/cntent/001264606.pdf 認定就労訓練事業ペンフレットhttps://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf ユースエール認定制度パンフレットhttps://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000156043.pdf</li> </ul>
評価時確認方法		推者就業支援企画書(様式7-2)により、具体的な支援内容の確認(必要に応 アリング結果を含め)を行う。		その他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター (庄内コラボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話 06-6398-7468 2. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニティ緑地1階電話 06-4866-7100 3. (福)豊中市中子寡婦福社会豊中市中校塚2丁目29番31号電話 06-6852-5160

	評 価 項 目 詩	糸	細	シー	k
評	価項目     分類     3 公共性評価     細分類     (1) 福祉への配慮       価点     総点     90     個別点     20       項目     ④障害者の雇用率		履行担保方	<ul><li>評価時のみ</li></ul>	の確認のため、特に担保は不要
評 価 内 容	①常用雇用労働者数が、43.5人以上の事業者障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)にて、「令和2年から令和4年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。 ②常用雇用労働者数が43.5人未満の事業者障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)にて「令和2年から令和4年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。 ※雇用率が2.15%の場合は、評価は2点とする。2.15%未満の場合は0点とする。		確認方法 契約期間中	<ul><li>評価時のみ</li></ul>	の確認のため、特に確認は不要
提出書類	①障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)(令和2年から令和4年の3か年分) ②障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)(令和2年から令和4年の3か年分) 下記の※の注意事項を参照のこと			障害者の雇	状況報告書(公共職業安定所) 用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年九月三十日労働省令第三十八号) する「障害者雇用状況報告書(令和2年から令和4年までの各6月1日現在のもの
加点方法	①②障害者雇用の実績を評価する観点から、雇用率は未達成であるが令和4年障害者雇用状況集計結果(厚生労働省調べ)における実雇用率2.15%以上(小数点2位未満四捨五入)を配点対象に加え、障害者雇用の実態を評価する。 < 20点 > ※障害者雇用状況報告書が未提出の場合における当該年の障害者雇用率は0%と見なす。※平均雇用率が2.15%以上2.30%未満の場合は、評価は2点とする。2.15%未満の場合は0点とする。 ※注定雇用率2.30%の場合は評価は10点とする。 ※注定雇用率2.30%の場合は評価は10点とする。 ※注定雇用率2.30%の場合は評価は10点とする。 ※注定雇用率が障害者雇用の指標となっていることから、雇用者数は加点対象としない。  □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		そ	・ 『 ・ 『 ・ 『 『 ・ 『 『 ・ 』 『 ・ 』 『 ・ 』 『 ・ 』 『 ・ 』 『 用 用 れ で で で で で で で で で で で で で で で で で	公共職業安定所の受付印があるものに限る)」の写しを提出すること。  ②障害者雇用求況報告書(様式 6-1-1) 章害者雇用率制度について 主労働省障害者雇用率、障害者雇用納付金、特例子会社などについて(事業主の方を参照 p://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishaku/shisaku/jigyounushi/index.html  働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めいる労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇い入れの時から1年を超えと見込まれる労働者をいう。
評価時確認方法	①障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)(令和2年から令和4年までの各6月1日現在のもの)により確認。 ②障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)(令和2年から令和4年までの各6月1日現在のもの)により確認。			<ul><li>常用雇用労び障害者の雇</li><li>51年労働省</li></ul>	働者数とは、障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和告示第112号)第4条の規定による障害者雇用状況報告書をいう。以下同じ。)況⑧法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数。

							_			
評価	5項目	分	類	3 公共性評価	細分類	(2) 男女共同参画への配慮		履		
評	価 点	総	点	10	個別点	5		行担		
評価	項目	項 目 ①女性の活躍推進への取組み						保方法	評価時	のみの確認のため、特に担保は不要
内容	詳細	女性計画	の職業生 」の策定	E活における活躍の推進に または認定を評価する。	ご関する法律	はに基づく、「一般事業主行動		確認方法 契約期間中	評価時	のみの確認のため、特に確認は不要
徴	①男女共	①男女共同参画への配慮(様式8)						т.н		
収 書 類				働局)に届出した書類で 美主認定通知書の写し	受付印が押	してあるものの写し、または				
加点方法	<ul><li>・常与女性</li><li>(える 時性</li><li>・常女性</li></ul>	用が認います。	る労働者 業生が を 会労 会労 会労 者 に る 労 者 に る 労 者 に る の る の る の る の る の る の る る る る る る る	いれば加点する< 5 点> 数が101人以上の企業 おける活躍の推進に関す けている。 数が100人以下の企業 おける活躍の推進に関す	:: る法律」第 :: : : : : : : : : : : : : : : : : :	8条の規定に基づき、一般事		注意事項		
	業主行	動計画	断を策定	し、厚生労働大臣(労働月	司)にその旨	ぎを届け出ている。			配布資料等	・男女共同参画への配慮(様式8) ・厚生労働省ホームページ 女性活躍推進法特集ページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html
評価時確認方法	提出された書面または写しで確認する。							そ の 他		

							_					
	項目	分	類	3 公共性評価	細分類	(2) 男女共同参画への配慮		履行				
評	価 点	総	点	10	個別点	5		担	<b>並</b> 価時	のみの確認のため、特に担保は不要		
評	項目	②仕事	と子	育ての両立への取組み				保方法	日			
価 内 容	詳細	次世代業主行	:育成 :動計	支援対策推進法に基づく、従 画」の策定または認定を評価	:業員の仕: iする。	事と子育てに関する「一般事		確認方法契約期間中	評価時	のみの確認のため、特に確認は不要		
徴収書類	①-1 厚	生労働大	臣(タ	記慮(様式8) 労働局)に届出した書類で、3 事業主認定通知書の写し	受付印が押	りしてあるものの写しまた		注				
加点方法	・常時原 「次世 を受い ・常時原 「次世	雇用するま 代育成支 けている。 雇用するま 代育成支	労働者 :援対 労働者	ていれば加点する < 5点 > 皆数が 1 0 1 人以上の企業 策推進法」第13条の規定に基 皆数が 1 0 0 人以下の企業 策推進法」第12条の規定に基 大臣(労働局) にその旨を届	<b>∵</b> づき、一,	股事業主行動計画を		事項	配布資料等	・男女共同参画への配慮(様式8) ・厚生労働省ホームページ 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate /jigyou_ryouritsu/ryouritu.html		
評価時確認方法				たは写しで確認する。	УЩ ( + , θ			その他				

±17 /m	75 D		ylene	2 八井林郭河	Am A Ver	(2) 偶路 - 小町声	1 -	1			
評価評価	項目 Ⅲ 点	分	類	3 公共性評価 10	細分類	(3) 環境への配慮	履				
評	項目	総 ①省·	エネル	ギー化への取組み	個別点	5	行担保方法	・評価時	<b>寺のみの確認のため、特に担保は不要</b>		
内容	詳細	(評 1. で評	価項目 電気、 価。		., - 0	<b></b> 使用量に換算した原油換算量	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・評価は	<b>寺のみの確認のため、特に確認は不要</b>		
提出書類	「種がしている」では、 「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	. 曲が(1 いず量食) (1 しま) はでくれば集悪しナ有の の確供が 業業が床和れて集悪しナ有の の確供が 業業がよっまでは、1 です 1 言語系列 まる	ノ缸4己の十二てント軍 己恩合権 斉げい積年入支し示入トる発 載で業認 といいに言うというない 内さ者で の一分で記りて、くかしコ誠 ぞる きょうご	(関西電力、大阪ガス等) 発行 る資料	)の年間使用 (計画・ では、	量の合計 ごとの年度内 供給事業者の のエネルギー がエネルギー	注意	※左記の「提出書類」に規定された資料が適正に提出された事業者を対象に相対 行う。			
加点方法	<ul><li>加加者</li><li>加加者</li><li>加入力</li><li>一2・「て再自</li><li>1・点</li><li>一2・「て再自</li><li>1・点</li></ul>	> 点原 数者者 の N:能電 と の N・: 能電 の N・: 能電	点)× 1位をU 出最原単位 みを行っ、 ア ZEB、 ルギーし	公率の高い電力事業者との契約:	: (入札参加 する。 。 点> のいずれかの認 1点	定を受けている建築物を自社で所 &力発電装置のいずれか)の設置:	項	配付資料等	・①エネルギー使用調査票(様式9)		
評価時確認方	①-1 ・延床面積 ・エネルギ 量で確認 ①-2 ・上記の	が確認に一供給した行う。提出書	できる 業者 類をも	F料で確認を行う。 関西電力、大阪ガス等)発行の検			そ 他 の	→資 https://	・レギー原油換算簡易計算表のホームページ 発源エネルギー庁のホームページ /www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory ure/file/gentani_tool.xls		

						_		
	項目	分 类		細分類	(3) 環境への配慮		履	
評	項 目	総 点 ②環境酮	民 10	個別点	5		6行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
価 内 容	詳細	(評価項 1. グリ 2. 事消 ごみ次世 リット自	所の環境配慮にかかる率先行 原目) 一一次購入やグリーン契約に、 全内部の環境配慮にかかる」 削減、プラスチック代替素材 上代自動車(燃料電池自動車 自動車・プラグインハイブリ いの低排出ガス認定自動車)	よる物品や役 取組みの実施( ・バイオマス) ・電気自動車 ッド自動車・2	分別の徹底、プラスチック 素材の活用など) ・天然ガス自動車・ハイブ		確認 方法契約期間 中	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要
提出書類	②-2:社	内指針や	通達文書など写し 通達文書、社内報(取組みを 約書、車両リース契約書、車	周知・啓発し、 検証の写し、	ているもの)など写し			※左記の「提出書類」に規定された資料が適正に提出された事業者を対象に相対評価を 行う。
加点方法	・社内 別や削減 ・次世 ・次世	指針や通 に関する 代自動車	っていれば加点する。 < 5 点 達文書、社内報等において、 呼びかけを行っている。 < の導入台数が1台または2台 の導入台数が3台または4台 の導入台数が5台以上 < 3	グリーン購入 2点> ↑ <1点> ↑ <2点>	やグリーン契約、ごみの分		事項	配 料 付 等 資
評価時確認方法	上記の提	出書類を	もとに確認。				そ の 他	

評価	項目		分	類	3 公共性評価	細分類	(4)災害時の業務体制	Γ			
評	価 点		総	点	10	個別点	10	]	履 行		
評	項	∄	①災:	害時に	こおける業務の執行体制				担保方法	・評価時	時のみの確認のため、特に担保は不要
内容	詳 着	èm.	①-2	の社 ニュ 社屋	時等に契約業務を適正に執行 内体制、災害時の事業継続計 アル策定状況やその内容を許 や営業所の耐震性、災害時の 保や物資の備蓄など、防災・	画(BCF 価する。 帰宅困難者	・)等緊急時の対応マ ・ ・ を留め置くための場所		確認方法契約期間中	・評価時	のみの確認のため、特に確認は不要
徴 収 書 類					務執行体制等報告書(様式 1 。 関する取り組み事項報告書(材				注		
	①-1 5	災害	時、	又は2	公共交通機関が停止した場合	等において.	、契約業務を適正に執		意		
加点方法	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	テテンテ テテンテ デンテンテンド デンテンテント	るるたけ と	め、ダ めの社 の対応 して、	を通手段の確保や代替人員の存 上内体制の整備状況、災害時 デマニュアルの策定状況やその 災害時に社会的責任を果た ジ語価する。 < 5点>	権保等、緊急 における事 の内容を評	急時に業務を適正に執 業継続計画(BCP) 価する。<5点>		事項	配布資料等	・①-1災害時等の業務執行体制提案書(様式10) ・①-2防災・減災に関する取り組み事項報告書(様式11)
評価時確認方法	で が だ に ①-1 幸 記	て確か兄ピ 報置、保、をア 告く	契等そ確り 書た	業緊有すグ 内の 務急効るを 容場所	□ 基づき、災害時、又は公共 ② 達正に執行するため、交通 注に業務を適正に執行するため 主・実現性を確認するため事 とともに根拠資料の提出を求け すう。 こともに根拠資料の提出を求け でする。 こともに根拠資料の提出を求け では、 こともに根拠資料の提出を求け では、 によびき、社屋・営業所の耐が の確保や物資の備蓄など、 に、必要に応じて市のヒア	手段の確保 対数 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな	や代替人員、資機材の 制が確保されている (BCP)等の策定状 必要に応じて市の 時の帰宅困難者を留め に取り組んでいる内容		そ の 他		

								<b>-</b>				
評価	項目	2	分	類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価					
評	価点	ń	総	点	_	個別点	-20		履行			
評	項目	1 (	D入札	.参加	停止又は入札参加除外措置の	)有無			担保方法	・評価時	評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
内容	詳細	- 1-	公告日 又は入	から 札参	過去3年以内に本市又は他行 加除外措置を受けたことが <i>も</i>	政省庁(国 うる場合に、	を含む。)から入札参加停止 減点評価する。		確認方法 契約期間中	• 評価時	のみの確認のため、特に確認は不要。	
徴収書類	②過去0	の処	分歷	等報告	等状況調書(様式12) 片書(措置の内容、期間及び				注意	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意 すること。		
	対象期間で)	間:	公告	日から	5過去3年以内(令和2年5	月27日カ	ら令和5年5月26日ま		恴			
減点方法	ことがる ※参加体 る。 ※参加体	あ亭 亭亭	。 ( 等の) 等を 等の)	2 0 点 朝間 の 受期間 でか	社参加停止又は入札参加除外 気減点) の終期が1年以上前の場合は、 ていない場合…配点×0% ば6カ月未満の場合…配点× ば6カ月以上の場合…配点×	当該算定 50%			事項	配布資料等	・①入札参加停止措置等状況調書(様式12)	
評価時確認方法	・提出さ	され	た書	面なと	どで確認する。				そ の 他			

				<del>,</del>			, -					
評価	項目	分	類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価						
評	項 目	総 ②		条の有無	個別点	-25		履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。			
内容	詳細		告日か する。	ら過去3年以内に本市から契約	解除を受け	たことがある場合に、減点評		確認方法契約期間中	・評価時	のみの確認のため、特に確認は不要。		
徴収書類		処分	/ 歴等報	登等状況調書(様式12) 発告書(措置の内容、期間及び 写し	終期がわか	かる書類)		注意	過去の処すること。	分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意 。		
減点方法	で) 対象とな ※契約解	:る奴 :除日	し分:本   が1年	♪ら過去3年以内(令和2年5 メ市から契約解除を受けたこと 以上前の場合は、当該算定結り よおいて契約解除を受けたこと	がある。 匙に 0 . 5 を	(25点減点)		事項	配布資料等	· ①入札参加停止措置等状況調書 (様式12)		
評価時確認方法	・提出さ	れた	と書面な	こどで確認する。				そ の 他				

_							<del>,</del> .						
評価	i項目	分	類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価	<u> </u>						
評	画 点 項 目	総	点 事面での	ー の警告の有無	個別点	<del>-</del> 5		履行担保方	<ul><li>評価時</li></ul>	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。			
価	X 1		<u> </u>	> <b>6</b> 11 12 11 1111				法					
存	詳細	中市	<b> </b>	ら過去3年以内に本市から不正 参加停止基準第8条の規定によ 点評価する。				確認方法 契約期間中	• 評価時	のみの確認のため、特に確認は不要。			
徴収書類	②過去の ③書面に	処分.よる	歴等報 警告の	等状況調書(様式12) 告書(措置の内容、期間及び 写し ら過去3年以内(令和2年5				注意	過去の処すること。	分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意			
	で) 対象とな 警告を受	る処 けた	:分:過 ことが	去の履行契約において不正又 ある場合…配点×50%×件 受けた日が1年以上前の場合に	は不誠実な 数	行為等を理由に文書により		事項	配布資料等	・①入札参加停止措置等状況調書(様式12)			
評価時確認方法	・提出さ	れた	書面な	どで確認する。				その他					